

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714 649 FAX(03)3299153 667  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言

負けない体制から勝ちの運動を

国労音威子府闘争団……………2

国鉄闘争を全労働者の闘いへ

世界恐慌への危機感をもつアメリカ

上野 建一……………3

大恐慌への引き金ひいた長銀処理

滝野 忠……………5

税金投入で解決めざしたけれど

園内 勝……………6

今、国労に問われていること

「補強案」をめぐるって

資料 国労高崎地本「意見書」(一九九八・九・二)

……………11

補強案五項目の全面白紙撤回を

また一人、戦後労働運動の顔が……

伊勢 太郎……………11

二二世紀への「歴史の実験」の始まり

……………12

ドイツ社 民党政権へ

わが国労働者の権利と生活に重大な被害

日本労働弁護団……………13

労働者派遣事業制度の見直しについての意見書(二)

読者からのおたより……………15

# 旬刊 社会通信

NO. 717

一九九八年一〇月二二日号

一九九八年一〇月二二日発行  
(毎月一日・二二日・三三回発行)

# 負けない体制から勝ちの運動を

国鉄闘争を全労働者の闘いへ

私たち闘争団の一〇余年に及ぶ闘いは、八七年二月一六日に何の理由も示されることなく「JR不採用宣告」を受け、九〇年四月一日には自宅に郵送されてきた解雇通知書のみにポロ雑巾を捨てるように清算事業団からも放り出された。団員ばかりではなく家族や親兄弟までも悩み苦しめられた責任を政府、JRに認めさせ、当たり前の生活を取り戻す闘いである。

八九年一月二〇日の北海道地労委命令をより所に労働委員会闘争を強め、JR会社の不当性を社会的に暴露してきた。闘いの高まりの中で、政府も「解決済み」との当初の主張から「解決に向けて汗をかく」と、私たち解雇者の存在を認めざるを得なくなった。

昨年五月二八日、東京地裁民事十一部での事実上の『和解勧告』以降、解決に向けて政治が動き出し、判決を機に本格的に攻防が激しくなるという認識で、自分たちのやるべきことをすべてやりきろうと運動を強めてきた。例えば、近隣自治体での議会決議採択や地域をあげての東京地裁への署名活動。さらに、団員はもとより家族、そして子ども達も何度となく上京行動等を通じ闘いの思いと解決を要請してきた。

このように、運動を通じて『公正な判決』を確信していただけに五月二八日の判決は「なぜ、どうして」との悔しさと怒りで一杯であった。さらに、その直後に運輸大臣や自民党が「解決に向けての条件整備」を国労に突き付けてきたときに、国家権力の攻撃の本質と私たちの闘いの不十分さを知らされた。

私たち闘争団の「JRに戻せ」との要求は、たんに雇用確保の問題ではなく国労敵視の労務政策を変更させ、労働者が安心して働き続ける条件を勝ち取ることである。そして、臨調行革攻撃の厳しい職場状況の中で国鉄闘争と共に闘っている全国の仲間と一緒に「国労運動が正しかった」と喜び合いたい。

政府が求めている条件整備は国労へ全面屈服を迫るものであり、私たち闘争団の一〇余年の闘いをすべて捨てることになるだけに、さまざまな策動に動じず、期待や幻想を持つことなく、主体的力量を高め政府の責任による解決を迫まっっていく決意を固めている。

不当判決以降、JR他労組も含めて会社側と一体となり政府は国労への組織攻撃を強めているが、全体的に大衆行動が弱いだけに敵側の強さだけを感じてしまいがちになっている。しかし、労働法制などの規制緩和の流れが強まり社会法制度改悪の先取りの『五・二八判決』の不当性を追及する高裁での闘いを全力で取り組むことが求められている。

私たちは、闘争団結成目的と闘いの目標を改めて確認し、長期に粘り強く闘う体制を固め、敵の嫌がる音の出る大衆闘争を強め、政治の責任で『地元JR復帰』を自らの手におさめるまで頑張ります。

(国労音威子府闘争団)

◇手作り無添加の音威子府みそ―職場や地域で共同購入を！

米糶と低農薬栽培の大豆を合わせ熟成し、『品質と安全』にこだわる『生きたみそ』。発送は一〇kg単位(1kgビニール袋入り一〇個)、価格は地域別送料込み価格表で(例関東・信越は六五〇〇円)。お申込みとお問い合わせ先(労働者協同組合おといねっぶ 住所〓北海道中川郡音威子府村四二七 電話・FAX〓〇一六五六・五・三三四三三)、ご注文から一〇日程で宅急便でお届け

# 世界恐慌への危機感をもつアメリカ

## アメリカへも不況の波

戦後「最長最大」の不況はアメリカを含めた世界恐慌の様相を呈してきている。九月のアメリカの失業率は、前月より〇・一%悪化し、四・六%となった。製造業での雇用者数の減少が目立っているのである。(前月比一萬六千人減、建設業も二万人減った)。サービス業は好調なのだが、それも伸びが鈍ったという。アジア発の金融危機がロシアから中南米へと広がり、ニューヨーク株価が急落し、アメリカの大手投機資金(ヘッジファンド)が巨額損失によって事実上の破たんをするというところまで来ている。「強いアメリカ経済」は足元から揺るぎ始めている。

これに対してアメリカ連邦準備制度理事会(FRB)は、短期金利(誘導目標)を五・五%から五・二五%に引き下げた(九月二十九日・即日実施)。アメリカはFRBのわずかな利下げで世界の金融市場の混乱を収められるとは考えていない。そのためクリントン大統領は、先進七カ国蔵相・中央銀行総裁会議(G7)の開催を呼びかけ、各国の政策協調強化、ことに日本に迅速な金融システムの安定と追加的な財政措置による内需拡大と欧州には協調利下げを要求した。

ワシントンで開かれたG7会議は共同声明を発表した(十月三日夕・現地時間)。これは事実上の日本の内政への干渉であり、日本の国会審議へ圧力をかけるためのものになっている。まず共同声明(骨子・日経新聞による)を読むことにしよう。

- 一、主要七ヶ国の景気回復と金融安定化促進の役割の重要性を確認
- 一、日本の力強く持続的な経済回復がアジアや世界経済にとって極めて重要
- 一、日本は金融システム安定に必要な枠組みの早期確立と、十分に持続的な内需刺激策を約束
- 一、日本の金融システム安定には存続可能な銀行への公的支援を含む支援措置の早期立法化が重要

### 要

一、為替市場、金融市場の動向を監視し、適切な協力を続けることで一致  
一、金融危機回避に向けた国際通貨基金(IMF)改革の重要性を確認  
一、金融機関の透明性や情報公開を確保する規制強化で健全な資本移動を促進

この声明から見ると各国の一致点は、①、世界恐慌の危険が増大していること、②、そのため、各国は内需拡大と金融安定に取り組むことが重要であること、③、世界経済はデフレ色を強めており、日本の不況に最大の原因があること、④、日本は特に不良債権処理が遅れ、不況を一層深化させていること、⑤、アメリカの要求に合意して各国は日本は、長銀などの危ない大銀行へ財政投入(税金で支援せよ)を行えということ、⑥、多国籍企業が世界の経済を牛耳っている現在、「巨額の資金が一瞬に国境を越える国際金融市場」の実態に、IMF(国際通貨基金)、世界銀行や各国政府部門も対応が出来なくなったこと、などであることがわかる。まさに多国籍企業化した国際経済のゆきづまり・矛盾の激化である(IMFの資金増大を行っても焼石に水ということになりかねない)。

G7会議の申し合わせ・国際的公約を受けて日本政府はどう動くのか。「G7」は先進各国に本籍をおく多国籍企業間の競争激化をやわらげる協調の場ではあるが、各国政府は自国の国益を優先しなければならず、各国政府の国内での力関係などによって、G7会議

の申し合わせがどこまで実行されるかが問題である。今度の会議は日本をターゲットにしたものである。アメリカ政府は中間選挙を控えて（クリントン大統領の不倫騒動対策を含めて）アメリカ経済の不況は何としても防ぎたいところであろう。そのため日本にアメリカの不況対策を押しつけてきているのである。

### 挙国政治体制ねらう日本財界

八月の日本の完全失業率は、男性四・四、女性四・三%で過去最悪記録を更新した（男女合計は端数を四捨五入したため四・三%となっている）。完全失業者数は二百九十九万人でこれまで一番多かつた五月を四万人も上回っている。問題は就業者数で、前年同月より四十四万人減少している。建設業と製造業の悪化による失業が多くなっている。この傾向は九月・十月と続くことになろう。まさに大量失業時代に入ったわけで、政府統計ではなく常識で考えられる失業者（月に数日しか働けない人、あきらめて就職活動をしない人などを加えると）は六百万人を数えるといわれている。来春卒業予定の高校生の就職活動はすでにすんでいる。労働省のまとめによると、約百三十万人のうち求職者は、前年より七・六%減って二十八万三千人だが、求人数は（企業の求人三十三%減）は二十七万八千人だという。地域格差もひどく、北海道、南九州、北九州の順で低くなっている。中小零細企業の倒産などによって、働く人々の労働、生活条件はいよいよ低下しており貧困、窮乏が拡大している。自殺者も急増し、五〇代の自殺者は一九九〇年は四百人以下であったのが、毎年増加して九七年には一千九百人を超えている（ストレスによる健康破壊は三分の二以上とみられている）。

この現実に対して、働く者の味方であるはずの労働組合は一部を除いて対策らしい対策は存在していない。リストラ合理化はいよいよ急激に進行している。失業の増大に対し連合の事務局長は、雇用対策として各組合の闘争資金を集めて雇用対策基金にする方法もある、などといった有様である。

働く者を守る立場にある政党も掛け声や政策だけで、働く者の抵抗をもとに組織し大衆運動としてたたかう体制になっていない。小選挙区制によって新社会党など闘う政党は国会から排除されている現状では、各地域、各労組ごとに本格的な大衆運動をつくり出さなければならぬ。

支配勢力である財界は、勤労者の貧困の増大によって、次の総選挙、統一自治体選挙で反自民、反保守の票が一層拡大し、財界主導の政治を実行できなくなることを一番恐れているのである。労働組合幹部は抑えきれても勤労国民（失業者と中小零細商工業者や農民を含めた）の政治意識や投票行動までは規制できるわけではないのである。

現に、全国世論調査（共同通信）によれば、小渊内閣の支持率は二五・〇%となっており、不支持率は六七・二%という歴代内閣の発足最初の調査としては最悪のものとなっている。自民党の支持率も二六・四%に大幅低下している（前回六月の橋本内閣当時は三七・六%）。民主は二二・八、共産六・三、自由、三・八、社民三・六、（四・〇減）、公明・平和三・五の順である。支持政党なしは、六・二%増の二九・八%となっている。共産は前回六月より、〇・八%増となっている。マスコミの世論調査は、変化が激しいし、実態とズレている場合は多いが、一つの目安にはなるう。

財界は、もつと簡単に国会・政治を支配できるように、野党を含めた挙国一致の内閣（連立もよし、政党再編もよし、又は閣外協力）の党があつてもよい）をつくろうと動き出している。この方向は、新自由主義の路線・政策を旗印として、改憲をめざすものとなる。これに対決できる政治勢力の結集が必要となる。

（一九九八年一〇月五日 上野 建一）

## 大恐慌への引き金ひいた長銀処理

—税金投入で解決めざしたけれど—

日本は経済、政治ともに錨（いかり）がはずれ漂流しています。船長、一等航海士、機関長はひたすら流れに身をまかせただけ。それなら乗組員が指揮をとればいいのですが、今の永田町（国会）には歴史を切り開く気概と展望をもつ志士は見当たりません。陰の権力「民間政治臨調」に身をゆだねているからです。代々木丸という小船が大船救済に右に舵を切り始めましたが、漂流する大船に接触し、沈没という事態も想定される状況です。

船に浸水が始まりました。昨年の秋の愚行がまたぞろ再現されているからです。当時、「金融危機打開」をメインとした行革会議の最終集中審議のまっさい中に北海道拓殖銀行、山一証券という巨大金融資本がアツという間もなく沈没。「すわつ、金融恐慌か」と大騒ぎになりました。大恐慌にはなつていませんが、金融危機は深まり金融恐慌に入りました。グローバルイズム、金融自由化の矛盾が世界を襲い始めたときに、金融ビッグバンに血眼になったのですから当たり前のことです。

株価がそれを示唆しています。昨年末、一万七千円を超えていた日経平均は今では連日バブル後の最安値を更新中で、地価、不動産価格は下げ止まる兆しすらみせません。「金融システム安定」のためにと、日本長期信用銀行の処理策がファイサーたちの間で口角泡をとばし論じられているさなかにです。小田原評定のなかで長銀株は一四円にまで急降下、みんなが見捨ててしまったのです。政策いかんでひよつとすれば生き残れたかもしれない大銀行が再び政治の漂流でつぶされたのです。昭和大金融恐慌を総括した歴史的論文に『昭和金融恐慌』（講談社学術文庫）の「あの時、こうした政策があれば」と同じ事態が進行していることは歴史の悲劇という他ありません。拓銀、山一関係者同様、長銀も政治家のだらしなさに山一社長以上に悔（く）やし涙を流しているに違いありません。

長銀処理策が紆余曲折の末、ほぼ確定しました。商業ジャーナリズムは毎日のように議論の経過をタレ流すだけ。いつ、なにが決められたのかは、専門家と当事者以外にはさっぱりわかりません。その専門家ですら、長銀が「特別公的管理」されることになったことに、「話がややこしくなつてきた。存立が難しくなつた銀行を、破たん・清算処理するでもなく、公的資本を注入して銀行としての機能を生かすことにするでもないからだ。このようなやり方で事態が解決できるとは考えがたい」と、肩をすくめているからです。つまり、もうお手上げの状態というのです。

与野党がすつたもんだのあげくまともな上げた金融再生法案、そしてそれに引きつづきつくられる「早期健全化スキーム（枠組み）」は税金という名の「公的資金」投入にすべてつきています。金融再生法案での税金投入の方法は、長銀にかんしていえば、長銀から「破たん」したとの申し入れがありました。ですから国は長銀救済のために「特別公的管

理」にします。「特別公的管理」とは「一時国有化」のことで、長銀の株を「公的資金」(税金)で買い取ります。不良債権(回収のけねんのある貸し金)四千五百億円、要注意の債権二兆四千億円もあるのですから、企業の合理化努力が必要との前提に、できるだけ高く株式を買い取りましょう。さらに、再建後の長銀を引き受けてくれる銀行はたいへん苦勞されるわけだから、引き受け銀行にも資金援助(税金投入)が必要になります、という代物です。

住專再建に自民党は五千億円の税金を投入、たいへんな反発を生みました。それにこりた自民党が参院選挙の大敗北とも相まって、野党民主党と談合し、税金投入の仕組みをわかりにくくする手法に知恵を絞り合った結果です。しかしそのなかで長銀は完全に「死に体」となり株価は一四円にまで下落しました。その上に長銀系ノンバンク日本リースの倒産です。長銀が「特別公的管理」(一時国有化)で健康体になれるのでしょうか。おそらく引き受けを名乗り出た住友信託も今ではどうサヨナラするかを考えているはずで、金融恐慌はこうして大恐慌への歩みを開始したといつて過言ではありません。

(一九九八・一〇・五 滝野 忠)

## 今、国労に問われていること

—「補強案」をめぐって—

全国大会、東日本大会が終わったが、「全面解決要求」をめぐる闘いについて、執行部と代議員(現場)の認識に、単なる意見の違い以上の「ズレ」があるように思う。その「ズレ」はなぜなのか、少し角度を変えて整理してみた。

### (一) 原則的な闘いの継続・強化を躊躇させる五つの不安

今、多くの役員・活動家は、原則的闘いの継続・強化ですっきりと割り切れないでいると思う。

それは、「この機会を逃したら二度と解決のチャンスはないのではないか」「このままでは展望はなく、組織減少から組織消滅する」「社民党がさらに後退したら窓口もなくなる」「このままだと革マル支配が強固になってしまう」「闘い続けても中労委命令以上のものは出ないだろう」という五つの不安があるからであろうし、これを否定しつくす明快な回答が用意されていないためでもあると思う。個人的には、「決して最後のチャンスではない」とし、「路線転換の方がなおいっそう、労働者としての展望がなくなる」とし、「政党の窓口が絶対条件でもない」とし、「デマと強権による革マル支配などが続くはずはない」とし、「さらに闘い続けなければ、現状の国労の構えでは、中労委命令の内容すら獲得できない」と思っている。

しかし、ここはみんなの議論の中で克服するしか道はないし、またそうでなければ組織的な確信にも力にもならないと思う。したがって、ここを議論の出発点やきっかけにするのもいい。

### (二) 「全面解決要求」の闘いをめぐる四つの背景

役員・活動家がそういう職場での議論を準備するにあたり、以下、いくつか仮説を含めて、路線をめぐる現状を見てみたい。「全面解決要求」の闘いに関する議論がスレ違う背景に、「思惑の違い」があるように思われる。

T氏によれば、その「思惑」は、①清算事業団解散の今が解決のラストチャンスだからとする「緊急対処論」、②東日本会社内改革派と一緒になり革マル退治で「労使協調的」に「受け皿」を作ろうという「受け皿論」、③国労を、「階級闘争路線」から「労使共同決定・共同責任論」による「労使協調的労働組合主義路線」に変質させようとの三つの「流れ」に大ざっぱに整理できる。そして「路線転換」の度合いは違うが、それらが相互に絡まりあい、かつ「三人委員会」や「JR連合との関係」も含めながら出てきたのが「本部補強案」ということになる。これらの「路線転換」への道に反対しているのが、④原則的な運動を継続、強化しようとする、言わば「階級的労働運動維持論」である。

### (三) 議論がスレ違う三つの理由

そのような要因を背景として、議論がスレ違う理由は、三つあると思われる。

そのひとつは、国労内の仲間を「敵対矛盾」として位置づけてしまったことである。二項で述べた①③の「思惑」を体現した「本部補強案」を推進する流れの中心である（と思われる）「チャレンジグループ」の、いわゆる「I論文」は言う。「JR和平のガンは、相手側だけでなく、我が陣営の『左翼純粹原理主義』と革マル密教集団であり、私たちがこれとしか闘うか」と。あろうことか「いかに闘うか」の対象として、「我が陣営の『左翼純粹原理主義』を「相手側」と「革マル密教集団」と同列に並べ、その一方で「JR東日本改革派官僚と連携」するということである。つまりは、我が「左翼純粹原理主義」、つまり「階級闘争路線」維持を叫ぶ仲間は、「JR官僚」以下の「敵対矛盾」として位置づけられてしまったことになる。「敵対矛盾」となれば、労働組合内の「同志的討論」など、望むべくもない。

ふたつ目は、今、この時点で、何に重点をおいて考えるのかという優先課題の違いである。概括的に言えば、「緊急対処論」はこの時期の解決、「受け皿論」は「会社と革マルの縁切に役立つ『労使関係』作り」、「労働組合主義路線」は「階級闘争路線の完全な清算につながる路線変更」、そして「階級的労働運動維持論」は「全面解決要求の勝利（不当労働行為の決着）」となろう。とりわけ②と③は相当共通する部分があるが、結果的には前三者と「階級闘争路線維持論」との優先課題の違いが、「全面解決要求」の闘いをめぐる論議がスレ違ってしまふたつ目の理由である。

みつつ目は、「労働委員会闘争」や「裁判闘争」を、「労使関係確立」、しかも「労使協調」の労使関係確立の「踏み台」に落とすかのように見えることである。本部は、「裁判闘争は、戦略的位置づけではなく、全国闘争として運動の一環として戦術的に対応し、早期全面解決にむけ政労使の交渉テーブル作り、そして労使紛争の解決に立つ正常な労使関係の確立にあった」としている。「戦略的位置づけ」と「戦術的対応」が、現実の場面でどう具体的に違うのかはわからないが、現場の差別・選別の中で国労で頑張っているのは「理不尽な不当労働行為に負けるわけにはゆかない」ということであろう。しかし、国家的不当労働行為という点も考慮し、残念ながらJR労使関係の闘いだけではその不当

労働行為責任を追及しきれないということから、JRも闘いの相手として位置づけ、「労働委員会闘争」と「裁判闘争」に全力を傾注してきたということのはずである。

そうであるなら、不当労働行為について真っ正面から闘っている「裁判闘争」を、「テーブル作り」や「労使関係作り」の「踏み台（手段）」に解消するかのように思われてしまふ位置づけは、闘いの認識、意思統一にズレを生むことになる。まして、かりに「不当労働行為責任」のあいまいな「和解」という臭いがすれば反発は当然であり、認識のズレが組織的亀裂に拡大してしまう危険がある。

#### (四) 統一的に把握し、全力をあげるべき二つの目標

以上のことをそれぞれがどう思うのかは知らないし、「この状況を何とかしなくてはならない」という「義務感」や「善意」で動いているのだと思いたい。しかし、結果としてそのように意識と闘いの集中点がバラバラになっているということは間違いない事実である（と思う）。

そしてそのことが、「全面解決要求」の闘いの、早期かつ勝利的前進を阻害しているという自覚もまた必要だろうと思う。

我々は、そのような分散状況でいいとするわけにはゆかないし、国労内に「壁」を作るのが本意ではない以上、「五・二八」を経過した今、そのような自己批判的中間総括の上になって、大事なものは、全潮流が、何に對して統一して全力をあげるのかを真剣に、しかも早急に考えることである。そうでないと、「五・二八」で、我々の支援がまだまだ弱いことを反省した」として「一億円カンパ」などを具体的に提起した中里中央共闘議長をはじめとする、かけがえのない皆さんの真摯な真心に応えることにはならないし、ますます敵に攻め込まれるだろうと思う。

現下の集中すべき、しかも統一的に把握し、全力をあげるべき目標はふたつ。よく、「労使関係の正常化なくして解決はない」と言われるが、それは、「労使関係作り」を優先させてしまう（しかも「労使協調」のだ！）点で間違いであり話が逆である。正しくは、「国家的に不当労働行為責任の具体的な決着をまず勝ち取る」と、それなくして解決はないこと、「そして」「この闘いの勝利的解決を通してのみ、東労組・革マル、JRの癒着した異常な労使関係の改善がはかれる」ということである。これを疑問の余地なく鮮明に表明し、さまざまな「迷惑」からではなく、ここだけに全力を集中することである。その際、今後の組織減少がどうのこうのなどと、後退的に考える必要も言う必要もない。そもそも組織減少を強いられたおおもとの原因に對しての責任追及と原状回復、そして損害補償の闘いをしてるのである。「高橋中央執行委員長挨拶」（本誌、第七一三号参照）を基本とし、それ自体の「白・黒」をつけなければならぬものであろう。間違っても、「労使協調路線」の「呼び水」、あるいは「捨て石」、あるいは「生けにえ」にするような方針ではいけない。

#### (五) 「補強案」についての二つの結論

継続討議となった「補強案」の各項についての考え方を再整理してみたい。しかし、見れば見るほど、国労の今後にとってきわめて危険な「補強案」だと言わざるを得ず、この



調子だと、かりに、いざ「テーブル」ができた段階では、国労は丸裸でそこに座らなければならぬハメになる。目の前に「テーブル」があるがなかるうが、すでに実質的な「政労使」交渉であり、その構えと議論の内実で、お話にならない位に負けている、ということである。したがって「補強案」についての結論はただ一つ。撤回を求めることである。

**第一項**↓「改革法とそれに基づく国鉄分割・民営化には反対である（承認できない）」ということに堅持すること。改革法それ自体を争ったわけではない、というが、かりに不当労働行為を改革法が予定していないとしても、「選別採用方式」が明記されているわけである。そんなものを労働者が何で賛成（承認）しなければいけないのか。「承認」とはどういう意味なのか、一度、辞書を引いてみるという。

すでに「八・三〇」で国労はそれを表明している、ともいうが、それは大会決定ではない。代表者会議、それも突如にはかっただけの執行部の独断である。「五・二八」を突きつけられた以上、それを継続・拡大するのではなく、「八・三〇」の「白紙撤回」こそ模索すべきだろう。

なお、東日本大会で、K顧問弁護士が「改革法を認めて問題はない」と言われたが、それは、「弁護士に関わる部分での発言」であり、たしかに改革法自体の違憲性を法的に争ってきたわけではないので、法律家にとってはその法律論争の継続性、整合性から言っても認めても何ら問題はないだろう。しかし我々は、今の場面で、運動路線上「改革法とそれにもとづいて推移している分割・民営化を承認（賛成）」できないということである。そのような運動路線を含めてK弁護士は発言したのではない（と思う）。その発言を引用する場合、その整理がないと誤解を生む。

**第二項**↓これは「補強案」の最悪の項目とも言える。「JR後の係争事件は、エリア本部と各社との間で交渉を重ね、解決をめざす」という。一見、なるほどと思う。しかしそれがどういふことなのか、加えて「受け皿論」や「労働組合主義」に立つ「労使関係確立路線」のもとで取り組まれるとすれば、いったい、どうなるのか。考えると啞然として言葉が失う。

「JR移行後の係争事件」とは「採用差別事件」と違い、争う余地なくまさしく「JR自身の犯罪」を問う事件である。しかも国労側が地労委で連戦連勝してきたものだ。これを、労働委員会や裁判の場から取り下げ自主交渉をするという。「JRの犯罪」が、命令や判決として続々と出され、これがまた「不採用問題」前進の追い風になるという、まさにその前段にある。有利な「カード」を「なぜ自主交渉（で放棄）か?!」と絶句せざるをえない。

自主交渉でも不当性とその責任を明らかにさせ納得できる条件を獲得する決意と自信があるか、あるいは、不採用問題などどうでもよく、これによって会社に『恩』を売ったつもりでエリア別の『労使関係』を作ろうとしているのか、あるいは、そういう関連を何も考えていないのかであろう。いずれにしても、闘いのエネルギーを分散させるものではない。こんな方針では、会社を喜ばせ、中労委の命令引き延ばしをさらに引き起こすだけだ。

**第三項**↓全国単一体の解体ということらしいが、しかし、資本の利害と競争に巻き込ま

れる企業別労働組合の脱皮として産業別労働運動をめざすのであれば、なおさら、全国単一体の維持と強化こそを求められている、解体すると言うその意図がわからない。国労に運動的なメリットは何もなく、「労使協調路線」に引きずり込まれ、また、圧倒的に国労少数のエリアで国労を維持できるのかどうかも大問題である。つまりは各社を喜ばすだけだ。もつとも、それが目的だという声もあるが、そこまで墮落している本部だとは思いたくもない。

また、「JR連合」や「鉄産労」が、「改革法を認めるなら国労の名称や全国単一体はおかしい」と言っている流れの中で、他の項目も含めて見ると、あるいは「連合」路線との合流（国労の解体）をも視野に入れているのかも知れない。それらのことを考え合わせる、これも最悪の選択肢だと言える。

**第四項**↓「国鉄改革法とそれに基づき分割・民営化されて推移している現実を承認」して共通認識をはかり共同行動を申し入れるのであれば、問題ありと言わざるをえない。労働条件改善などのために、共同行動を申し入れるのはおおいにすべきだろうが、国労の「路線転換」を機会に、JR総連だけでなく、JR連合や鉄産労もまた、国労への組織拡大を狙っていることもまた事実として見ておく必要があるだろう。

国労が自信を持つべきは現場段階の組織力である。ここでこそ、闘う共闘を模索することだ。

**第五項**↓これは、「三〇〇件にも及ぶ不当労働行為のやり得に泣き寝入りするわけにはいかない」という「高橋中央本部委員長挨拶」のような責任追及の構えがあるかないかである。遺憾ながら、そこが決定的に弱い。

## (六) ゼロへの危険

「補強案」の全国大会決定は阻止され継続討議になったとは言え、東日本大会方針書の基調他一カ所に、「二〇二億・会館問題和解」と「八・三〇」時の「分割・民営化」に関する文言が記載され、しかもその部分について代議員があまり追及せず、スムーズに一括承認されたことの意味は、どの潮流にいても軽くはない。これが、従来の国労運動を崩壊させる「アリの一穴（いっけつ）」になってしまいかどうか。今、我々は、今日までの積み上げと今後の展望が、一挙に〇（ゼロ）になる危険が極めて大きい所に迷い込んでいるのかも知れない。それも組織内の、二項で言う④の人たちの「反論や宣伝の怠慢」と「組織的力不足」、①②の流れにいる人たちの「何とかしなければならぬ」との善意、「アキラメ」、③の流れに確信をもっている人たちの「執念」と「階級的労働運動に対する悪意」によってである。

「ゼロ」とは、働き続け生き続ける条件の基本部分（階級的労働運動、つまりはこれこそ普通の労働運動）の完全破壊であり、敵がなしえなかつたことを、国労自身の手で完成させることになる。そんなことになってはならない。そのためにも一人ひとりが意見を言い機関方針に反映させる努力をしいたいと思う。今回の問題が、文字どおり、組合民主主義を再強化するきっかけとなり、その結果、組合員の声が反映されれば、結論はおのずと出るはずである。

（九八・九・一九 園内 勝）

## 補強案五項目の全面白紙撤回を

一、補強案五項目の内容は、これまでの国労運動の根幹を覆す全面的な路線転換であり、この間、本部指導のもとに取り組んできた国労高崎地本の運動、路線とは全く相いれないものであり、全面白紙撤回を求めます。

五項目での「国鉄改革法の明確な承認」は、高崎地本が取り組んできた一昨年夏の高崎車掌区以来のJR総連との組織攻防、変形労働時間制をめぐる労基署闘争など、会社・JR総連の異常な癒着と腐敗を暴き、権利を守る職場闘争や運動を全て否定するものです。また、補強案は、大会直前の留萌闘争団の仲間の逝去をはじめ、十二名の尊い犠牲をかけて、「解雇撤回・地元JR復帰」を闘っている闘争団を切り捨てる結果となります。

高崎では、大会傍聴に来ていた「平成採用」の組合員が「二年前に貨物労を脱退し国労に加入した意味がない」と訴えています。これは、職場で苦闘し国労の旗を守っている全国の国労組合員の意志です。

二、補強案は、五・二八東京地裁不当判決と闘うという立場を放棄するものです。高崎地本は五・二八判決に対し「六・一九地域集会」を開催し、一、二〇〇名の地域の仲間を結集し、闘う体制を作ってきました。

五・二八判決以降政府・運輸省、JR各社、JR総連、JR連合が一斉に「国鉄改革法の承認」を迫り、自民党が三条件を提示、国労に具体的に路線転換を要求してきたことを見るならば、五・二八を不当判決として内外に明確にし、闘う姿勢を明らかにすることが、今定期大会で最も重要な課題であつたはずです。

しかし、提起された補強案は五・二八不当判決と闘わなければかりか、逆に政府・JR会社の言いなりになるものであり、「労働委員会制度の否定・解体」に危機感を持って国労の闘いに熱い期待を寄せる全国の共闘の仲間を裏切るものです。

国鉄「分割・民営化」を前後して、国労高崎地本が積み上げ、めざしてきた地域の仲間との連帯とぎすなを破壊するものです。

三、補強案が提出された経過は、大会でも多くの代議員が指摘したように、組合民主主義を完全に逸脱した、過去の国労の歴史にも類例のない機関運営です。

このような経過で提出された補強案をそのまま「継続討議」にする機関運営を認めるわけにはいきません。今大会は、すでに職場の総団結と民主主義に多大な「傷」を与えています。組合員の混乱と失望をこのまま放置することは絶対にできません。国労本部が、組合民主主義に基づく正しい機関運営を行うことを求めます。本部のすみやかな回答を要望するものです。

## また一人、戦後労働運動の顔が…

また一人、戦後労働運動を代表する顔が消えた。元総評議長の大田薫さん、八十六歳である。昨年二月、太田さんとコンビを組んだ事務局長の岩井章さんが亡くなった時、労働運動についても「一つの時代の終焉」を感じさせられたが、太田氏の訃報を聞いて、いっそうその感を深くした。

岩井さん、あるいは旧総評OB諸氏からどれほど「太田ラッパ」ぶりを聞かされたことか。

鬼籍に入られた二人を今思う時、太田君岩井はまさに名コンビであった。太田氏はあのダミ声で気持ちの思うがままに発破をかける。岩井氏は静かに理論的に訴える。「動」と「静」の妙とでもいうのだろうか。

太田さんも岩井さんも労働運動一筋で、虚名を求めることはしなかった。その意味で戦後労働運動、総評の生みの親、育ての親、と同時にその臨終を見取った巨人であった。第二の「太田君岩井」の出現こそ、日本労働運動再生のカギである。

## 二一世紀への「歴史的実験」の始まり

—ドイツ社民党政権へ—

一九八二年いらい一六年余つづいたドイツのコール政権（キリスト教民主・社会同盟と自由民主党の連立政権）が幕を閉じた。九月二八日の総選挙で社民等が圧勝（四〇・九％、二九八議席）、キリスト教民主・社会同盟は一九四九年の三一％くらいという大敗北（三五・二％、二四五議席）で社会民主党が比較第一党となり「九〇年連合・緑の党」（六・七％、四七議席）との連立交渉が十月二日から開始され、十月中旬にはシュレイダー政権（社会民主党と九〇年連合・緑の党との連立政権）発足が確実視されるからである。

ここに、三年EU（ヨーロッパ連合）諸国ではスペインの社会主義労働者党の敗北を除き、イギリスでは労働党、フランスでは社会党が勝利。いわゆる「社会民主主義政党」を与党とする政権が次々と誕生。今度のドイツの総選挙はその流れを確固たるものとするかどうか、全世界の注目を集めていた。ドイツ社民党政権の誕生でEU一五ヶ国中、いわゆる保守党が政権を担うのはスペインとアイルランドだけとなる。二一世紀にむけ世界は確実に新たな動きを開始している。

なぜ「コール時代」が終わったのか。一つはものすごい失業だ。コールが首相になった時、西ドイツの失業者は一八〇万人だった。ところが九〇年いこう失業者はふえつづけ昨年はじめには四〇〇万人をこえ、今もふえる傾向はあれ減る傾向はない。高失業がコールと彼の党キリスト教民主・社会同盟を直撃したのだ。

二つは「ドイツ統一」の負の遺産が旧東ドイツ地域で爆発したことだ。旧東独地域は現在五州、失業率は旧西ドイツ地域の二倍に達する。東独地域振興のためこれまで一兆マルクから一・五兆マルク（一マルク＝八十一円）が投入された。しかし、東と西の格差はひろがるばかり。旧東独地域の人々は資本主義のなんたるかを身をもって知らされたのだ。その結果、「統一」いこうの過去二回の総選挙で四一・八％（九〇年）、三八・五％（九四年）得票したキリスト教民主・社会同盟は今回総選挙では二七％前後にまで票を減らし、大敗北の要因をつくったことである。

この反作用として旧東ドイツの政権党だった社会主義統一党の後継政党である民主的社民主義党が「五％条項」を突破（五・一％）し、三五議席を得、地保を固めたことは特筆に値する快挙である。

三つは、EUは来年一月一日から「通貨統合」がはじまる。統一通貨はユーロ。各国の経済不均衡解消のため財政赤字緊縮が最大の課題とされ、このため①病休時の賃金保障の百％支給から八〇％支給への引き下げ、②解雇制限緩和、③年金支給率の七〇％から六四％への引き下げといった悪政を次から次へと実施。これらが世界一強いといわれる金属産業労組を中心とするドイツ労働総同盟の強い反発を生み、国民的統一ストライキが九六年いこう闘われていたことだ。

社民党の政策は四月党大会での「選挙綱領」、八月末の「スタートプログラム」に定められてあり、①病休時賃金保障制度の回復、②年金支給削減の法律撤廃、③児童手当の拡充、勤労者に重点をおいた税制改革、④失業克服をめざす「雇用のための同盟」というも

ので、コール政権時代の政策とはまっこうから対立する。この点では「第三の道」を掲げるイギリスのブレア政権（労働党）とはまったく違う。

グローバルズム、規制緩和が現代世界の大潮流となり、かつその矛盾があらわになり始めている時、シュレーダー政権がどのように舵をとるのか。一つの歴史の実験が開始されることはまちがいない。

（伊勢 太郎）

## わが国労働者の権利と生活に重大な被害

—労働者派遣事業制度の見直しについての意見書（一）—

労基法改悪はアツという間に国会を通過。労働法制改悪はさらに労働者派遣法と続く。改悪案は今回に提出され、審議は来年の通常国会となる。去る四月、日本労働弁護団が「労働者派遣事業制度の見直し」について意見書を寄せている。基本的見方はこれにつきている。全文を紹介する。

（編集部）

### 一、中央職業安定審議会における労働者派遣事業制度の見直しに関する公益委員見解

中央職業安定審議会は民間労働力需給制度小委員会において労働者派遣事業制度の見直しについて議論を行ってきたが、その中で公益委員の見解が示されたことが伝えられた。その内容は、労働者派遣事業制度を「臨時的・一時的労働力」需給調整対策として位置づけ、専門的知識経験を要する業務や特別な雇用管理を要する業務に適用対象業務を限定する現行の労働者派遣事業を、適用対象業務を限定せず原則自由化する方式（ネガティブリスト方式）にすべきであるというものである。

しかし、これは、ILO第一八一号条約及び諸外国やわが国の労働者派遣事業の実情も無視し、わが国において重大な問題が生じている派遣労働の現状に何ら実効ある措置をとらないまま労働者派遣事業を全面的に自由化するのみならず、わが国の常用雇用労働者の派遣労働者への置き換えを激増させる結果をもたらすものであり、わが国の労働者の権利と生活に重大な被害を与えるものとして、とうてい認めることはできない。

### 二、ILO第一八一号条約について

1、一九九七年六月のILO総会で採択された民間職業紹介所に関するILO第一八一号条約は民間職業紹介所（①狭義の職業紹介所、②労働者派遣事業、③求職情報サービス）について労働者保護を図るための措置を定めている。

適用対象業務の範囲については、一九九七年一二月の審議会に対する労働者派遣事業制度の見直しの基本的方向についての小委員会報告（公益案）では、「適用対象業務の範囲については、ILO第一八一号条約第二条の規定の趣旨を十分考慮すべきである。」とし、今回の公益委員見解で原則自由化する方式（ネガティブリスト方式）、とすべきとしたものである。しかし、ILO第一八一号条約第二条は条約の適用範囲に関する規定及び民間職業紹介所の運営の禁止等に関する規定であり、労働者派遣事業の適用対象業務を全面的に自由化する方式（ネガティブリスト方式）とすべきという趣旨の規定ではない。

そもそも、ILO条約は労働者保護のための国際的な最低労働基準を設定するものである。ILO条約は世界中のどの国でも受け入れるべき最低基準を定めるものであるとともに、いかなる場合にも条約の採択は条約に規定された条件よりも関係労働者にとって有利

な条件を確保している法律に影響を及ぼすものとみなされてはならない（ILO憲章第一九条第八項に明記）。すなわち、ILO条約を理由に自国の労働基準を切り下げたり労働者の既得の地位を引き下げたはならないのである。

したがって、労働者保護のために適用対象業務を専門的知識を要する業務や特別な雇用管理を要する業務に限定するわが国の労働者派遣事業制度について、ILO第一八一号条約を理由に適用対象業務をネガティブリスト方式とすべきというのは全く根拠がないどころかILO憲章やILO第一八一号条約の趣旨に反するものである。

2、ILO第一八一号条約は、民間職業紹介所（①狭義の職業紹介所、②労働者派遣事業、③求職情報サービス）に関する国際的最低基準として、加盟国がとるべき労働者保護のための様々な措置を定めている。その内容は次のとおりである。

第四条は、民間職業紹介所によって募集された労働者が結社の自由及び団体交渉が否定されないことを確保する措置をとっている。

第五条は、民間職業紹介所が、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統、社会的出身に基づく差別または国内法令・慣行の適用を受けるその他の差別（例えば、年齢、障害）をすることなく労働者を扱うことを確保している。

第六条は、民間職業紹介所による労働者の個人データの処理は、データを保護し労働者のプライバシーの尊重を確保する方法で実施され、労働者の資格・職業経験に関連する事項に限定されるとしている。

第七条は、民間職業紹介所は原則として労働者に対し料金・経費を課してはならないとしている。

第八条は、民間職業紹介所により募集・職業紹介される外国人労働者に対する適切な保護等を行うとしている。

第九条は、民間職業紹介所により児童労働が利用・提供されないことを確保する措置をとっている。

第一〇条は、民間職業紹介所への苦情や不当な扱い等の調査のための適切な機構・手続きを確保するとしている。

第一一条は、次の事項について、労働者派遣事業における労働者の保護確保のため必要な措置をとっている。結社の自由、団体交渉、最低賃金、労働時間その他の労働条件、法定社会保障給付、訓練の機会、安全衛生、職業上の災害疾病の補償、支払不能の場合の補償・労働債権の保護、母性保護等。

第二二条は、次の事項について、労働者派遣事業の派遣元と派遣先の各々の責任を決定、割当てるとしている。団体交渉、最低賃金、労働時間その他の労働条件、法定社会保障給付、訓練の機会、安全衛生、職業上の災害疾病の補償、支払不能の場合の補償・労働債権の保護、母性保護等。

第一三条は、公共職業安定機関と民間職業紹介所との協力促進の条件策定、民間職業紹介所の権限ある機関への情報提供と情報の公開について定めている。

第一四条は、条約を実施する規定の公の機関による実施監督がなされるべきこと、条約違反に対して罰則を含む適切な救済の規定が定められ適用されるべきことを定めている。

3、労働者派遣事業制度の見直しにあたっては、国際的な最低労働基準である上記ILO

第一八一号条約の内容を含む労働者保護のための実効ある規定を盛り込むことが提起されなければならない。

しかし、公益委員見解では、例えば、派遣労働者の団体交渉権（ILO第一八一号条約第四條、第一一條、第二二條）、差別禁止・均等待遇（第五條）、個人データの保護及び労働者の資格・職業経験に関連する事項への限定（第六條）、教育訓練（第一一條、第二二條）、労働債権の確保（第一一條、第二二條）、罰則を含む適切な救済（第一四條）などについて、派遣元と派遣先が負うべき実効ある法的義務を定めるといふ内容が基本的に欠落している。

労働者派遣事業の見直しにあたっては、少なくとも国際的な最低労働基準であるILO第一八一号条約の内容が労働者保護のための派遣元と派遣先の法的義務として定められなければならない。このような派遣労働者の権利保護規定を欠落させた労働者派遣事業制度の見直しはとうてい許されるものではない。

### 三、諸外国の労働者派遣事業について

1、公益委員見解は、労働者派遣事業制度を「臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策」として位置づけ、それを前提に適用対象業務などの見直しを検討したという。これは、諸外国の労働者派遣事業の実情や位置づけが「臨時的・一時的な労働力の必要性」にあるとして、わが国でもそのような位置づけをしたうえで適用対象業務を全面的に自由化する方式（ネガティブリスト方式）にすべきとしたものと考えられる。

しかし、後記四で詳しく述べるように、わが国の労働者派遣事業の実情は、派遣先の「臨時的・一時的な労働力の必要性」に応じるためではなく、常用雇用労働者の人件費コストと比べて派遣労働者が著しく低いコストで済むため、派遣先が常用雇用労働者の代りに派遣労働者を利用するという性格が強い。

公益委員見解は、諸外国とわが国では労働者派遣事業の実情が全く異なるにもかかわらず、それを無視して適用対象業務を原則自由化する方式（ネガティブリスト方式）にすべきとしているのであって、そのことが労働者の地位や賃金に与える重大な否定的影響を全く考慮しないものと言わざるを得ない。（一九九八・四・一五 日本労働弁護団、つづく）

## ◇ 読者からのおたより ◇

それはないぜ！国労つぶしに手を貸すな！ 「国鉄改革法」が当時、中曽根反動内閣の「国労潰し」の大合唱の中で世論を無視して強行採決した暴挙に、国労は身を挺して抵抗してきた。多くの犠牲を払って。しかし、多くの支援や共感を得て戦い続けてきた、戦い続けているこの戦いを今、ここで無条件全面武装解除（敗戦）を機関決定しよう、と。「解決への戦線整備」？ちよつと違いませんか。戦い半ばで『国鉄闘争』の意義まで捨てて、JR総連・JR連合に歩み寄る。これは、『解決』とは言いません。『解体』というのです。ベトナム戦争で『ベトナムの民族統一』を旗印にアメリカとの交渉（パリ会談）で一步も譲らなかつた北ベトナム。この明確な『旗印』が団結と支援拡大そして全面勝利を勝ち取ってきたではありませんか。自信に満ちたこの十数年の戦いをさらに自信に満ちた闘争として『勝利』に結びつける『指導』を求める。大きな犠牲を無駄にしないたにも。

編集部より ニュース、いつも楽しくかつ励まされ読んでいます。私も同感。この思いを全国に広げようよ、そして新たな情勢下、勝つ闘いを組織しようよ。

国労大会ビデオ完成 八月二一―二二日、東京の社会文化会館で国労大会が開催されました。大会は、当日執行部から配布された運動方針補強案をめぐって、賛否両論様々な論議がかわされました。

特に補強案が求める国鉄改革法承認については、ほとんどの代議員がふれ、自らの立場を鮮明にしました。このビデオは、委員長挨拶、執行部の補強案提案、それに対する二〇名（発言代議員三十六名中）の代議員発言、書記長集約をまとめたものです。注目の大会の熱気と真実を伝える貴重な記録です。討論資料としても有効に活用していただけます。

★時間 二三五分 ★頒布価格 二〇〇〇円（送料三九〇円） ★制作 二ビデオプレス  
★注文先 TEL 〇三・三五三〇・八五八八 FAX 〇三・三五三〇・八五七八  
★住所 東京都板橋区向原二二一七四〇三 ビデオプレス  
編集部より ビデオプレスでは他に「背面監視」（三〇分・三千五百円）、「JRに人権を―国労闘争団の歩み」（二六分・二千五百円）があります。

無念、残念 選挙結果、残念・無念でいっぱいです。大切な時期に病氣加療中であつた小生の想いはひじょうに複雑です。  
編集部より 先日はお疲れまさでした。病氣だつたんですか、知らなかった。でもお元氣になられたようすに安心。  
さらによろしく 購読料として。今後もよろしく！

（東京・H子）

編集部より お会いして交通関係の規制緩和のようす、うかがいたい。よろしく！  
十年間で六百人の人員削減 七月の定期大会で書記次長（職名は企画部長）になりました。革新区政から保守区政（区長の交代はない）に変転すなか、労資関係がおかしくなり、財政危機の名のもとに十年間で六百人の人員削減（現在三千二百名）攻撃が吹き荒れ、雇用問題（非常勤職員や遠隔地の常勤職員）も出てくる中、えらい時に無責任でいられないポストについたこといささか緊張しております。自分より能力がある人が組合運動から遠ざかる中、押し出されたかっこうですが、精いっぱいがんばりたい。  
（自治労・M）

編集部より これからやりがいあると思います。不況による財源難は人減らしにとどまらず、直接賃金カットに及ぶから。すでに「闘わなくては」とストライキを準備した地方もあると聞いています。がんばって。

「未確認・大政翼賛会」 朝鮮民主主義人民共和国がミサイルを発射したとの騒動が八月三十一日以降、日本に生じた。ヒステリックなマスコミ情報が入り乱れ、確認のないまま国会は「抗議」なる決議を全会一致で可決した。それはまさに「未確認・大政翼賛会」であり、その延長線上に一九二三年の関東大震災の際の流言による悲惨な朝鮮人大虐殺などがある。国会に本来の真の革新の議席が確保されなければならない。  
（沼津市・T）

編集部より 「ミサイル」騒動のさなかの九月五日、朝鮮総連より「人工衛星打ち上げ成功」のニュース。各社の外信部に問い合わせたところ、ある社は「緊急会議中」、外信部に強い社は「朝鮮のいいわけ」と反応はさまざま。「人工衛星」であることは百%確実になりましたが、報道への反省は各社ともにありません。これでは同じ誤りが再びくり返されるだけ。  
（自治労・Y）

がんばります 日朝連帯、反戦・平和、国労連帯活動と精一杯がんばります。  
編集部より ここところしばらくごぶさたですね。また原稿寄せて下さい。お願い。  
国労「補強」案 国労の歴史を一夜にして葬るのか。修善寺大会はいつたいなんだつたのか。十二年間の闘いはどうだったのか。今日の政治経済構造はどうなのか。今後、労働者運動はどうなるのか。しっかりと総括と方針をなすべき時。  
（静岡・A）

編集部より 国労本部、とりわけ書記長さんの変身に国労組合員はむろんこれまで支援・連帯してきたAさんのような方をふくめ、みんな怒っています。正念場のまさにいまの中でですから。さらに支援・連帯・共闘の輪を抜けようよ。

がんばり抜きます 解決に向け、政府やいろんな所から水準引き下げの攻撃がかけられています。十二年間の闘いや苦しさ、辛さをむだにすることなく、組合員・家族一丸となってがんばり抜きます。闘争団はまだまだがんばっています。  
（音威子府闘争団・杉山）

編集部より みんなが期待しています。そしてスクラム組みたいとの気持ちがあふれはじめます。がんばりましょうよ。

一部拡大 一部拡大できました。国労も全国大会が混乱。情勢、理論武装をしっかりとゆかねば進路を見失ってしまいます。さらに正しい指針を示す誌面を期待します。  
（国労・I）

編集部より 先日の学習交流会は楽しかった。とくにIさんの情勢の見方、国労運動前進のご指摘。早く原稿にしていただけば嬉しい。